

1. 要領全文や基本的考え方等に関すること

No.	意見分類	ご意見の内容
1	職員対応要領の策定について	【10/28（金）開催 第2回地域自立支援協議会内のご意見】 要領は職員の規律を正すものであり、個人的には障害者差別解消法で規定されるものについて行政は努力義務でなく、しなければならぬものであると考える。このため、しっかりした要領を作っていく必要がある。
2		【10/28（金）開催 第2回地域自立支援協議会内のご意見】 要領は長文であるため、専門家でなくても分かりやすいように簡素化した要領を作成してはどうか。
3		【10/28（金）開催 第2回地域自立支援協議会内のご意見】 精神障がい者は、意思表示もできるし動作的にも支障なくできるのだが、町の手続き等で同行した際に感じることで、説明の言葉ひとつひとつは理解できているのだが、それを整理することができないことがあり、このような曖昧な内容をどのように要領に入れるか難しいと感じる。具体例では、出しやすい障がいと出しにくい障がいがあり、なかには対応しきれない障がいもある。
4		【10/28（金）開催 第2回地域自立支援協議会内のご意見】 合理的配慮の問題として、知的障がいや発達障がいは、自分から意思表示やコミュニケーションを取ることが難しいために障壁があると感じている。要領作成に際しては、協議会委員といった関係者を通じて当事者の意見を踏まえ、障がい種別によって具体例をある程度整理した方が分かりやすくなると思う。第4の合理的配慮の基本的考え方の3にあるように、意思表示が困難な場合だけでなく、意思表示がなくても配慮することが重要であり、こういった留意点を明確かつ具体的にすることが大事だと考える。

ご意見への対応・考え方等	
⇒	法では、地方自治体における職員対応要領の策定は努力規定とされていますが、法目的である「障害を理由とする差別の解消を推進し、もって国民が、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に資する。」ためには、町としても積極的な取り組みをしていく必要があるとの認識から、平成29年4月の職員対応要領策定を目指します。なお、しっかりとした内容としていけるように、町だけで考えて策定するのではなく当事者やその関係者等で構成される、町地域自立支援協議会でご意見等をいただくなどご協力をいただき策定する考えです。
⇒	【10/28（金）開催 第2回地域自立支援協議会内での福祉課回答】 庁内で同様の意見があることや、要領策定時は広く公表する必要もあるため、概要版の作成を検討してまいります。
⇒	どこまでの事例を具体例として要領に規定するのか、判断が難しいケースもあり得るところではありますが、要領策定後も、当事者・関係者のご意見や実際に生じた事例等を踏まえ、必要に応じて適宜見直しを行っていくなど、内容の充実を図ってまいりたいと考えております。
⇒	ご意見いただきましたように、町だけで考えて策定するのではなく当事者やその関係者等で構成される、町地域自立支援協議会でご意見等をいただくなどご協力をいただき策定する考えです。 【10/28（金）開催 第2回地域自立支援協議会内での福祉課回答】 町としても職員に周知・徹底させる方策をさらに考える必要がある。なお、27年度末には精神障がい及び発達障がいの窓口対応マニュアルを作成し庁内周知を行った。このマニュアルのバージョンアップ等も行い、改めて周知・徹底を行っていききたい。

2. 対応要領の本文に関すること

【第1条「目的」に関すること】

No.	意見分類	意見内容
5	職員の適用範囲について	「職員（臨時職員を含む）」は、一時的でも町の事業に関わる人（警備、駐車場誘導等）すべてに対象を広げて下さい。（10/28（金）開催 第2回地域自立支援協議会でも同様のご意見あり。）
6		要領第1条（目的）で、要領の適用を受ける職員は、「職員（臨時職員を含む）」となっているが、町が指定管理を行っている施設等の職員についても、町職員と同様に要領の対象として、必要となる研修等の受講が必要だと考える。

意見を踏まえた対応状況	
⇒	町要領は、町の職員が法等で規定される事項に関して、適切に対応するために定めることが第一の目的となります。なお、第1条では雇用の形態に関わらず、臨時職員まで含めた全ての職員が要領の適用を受けるものとしています。また、ご意見いただきましたように、町の事務又は事業の一部を委託等により実施する場合にあっても、留意事項「第4 合理的配慮の基本的考え方 5」において、「寒川町がその事務又は事業の一環として実施する業務を事業者へ委託等する場合は、提供される合理的配慮の内容に大きな差異が生ずることにより障がい者が不利益を受けることのないよう、委託等の条件に、対応要領を踏まえた合理的配慮の提供について盛り込むよう努めることが望ましい。」と規定させていただいております。

【第5条「懲戒処分等」に関すること】

No.	意見分類	意見内容
7	職員の懲戒処分等の取り扱いについて	第5条（懲戒処分等）で、他自治体要領では「差別的取扱いや合理的配慮の不提供を繰り返した行った場合」となっているところ、町要領では「繰り返し」の記述がなく前向きに考えていることを評価したい。当事者にとって繰り返されるということは非常に辛いことであり、2回・3回と繰り返されないと問題と捉えない姿勢は良くないと考える。

意見を踏まえた対応状況	
⇒	当事者等にとって、不当な差別的取扱いや、過重な負担がないにも関わらず合理的配慮の不提供が繰り返されることは、大変辛いものであるという認識から、町の要領第5条では、これらが繰り返されなくても、その態様等によって懲戒処分等の対象とする規定としています。

【第7条「研修及び啓発」に関すること】

No.	意見分類	意見内容
8	職員研修・啓発について	【10/28（金）開催 第2回地域自立支援協議会内のご意見】 第7条（研修及び啓発）で、他自治体では役職ごとに研修を実施する規定があり、新たに職員になったものと新たに監督者になった職員に対する研修実施が明記されている。例えば、障害者が仕事をする場合、身近な職員は理解しているが、それ以外の職員が理解していない事や、監督職員は理解しているが、身近な職員が理解していないということがあり、職員間で理解に差があることで非常に働きにくい環境になってしまうことがある。職位ごとにその立場を踏まえて理解し、職員の指導や直接の対応に当たっていただきたいため、役職ごとの研修について検討をしてもらいたい。
9		【10/28（金）開催 第2回地域自立支援協議会内のご意見】 障害者権利条約に基づき、虐待防止法や差別解消法が施行されてきたが、職員に対する障がい特性の理解を向上させる取り組みはどうなっているか。知る事が非常に大事であり、会って初めて分かることも多い。そういう機会を作ってもらうことを期待したい。
10		聴覚障がいだけに限らず、障がい特性や障がい者の状態について理解促進のため、町職員研修や学習の場を設けて勉強をして欲しい。また、聴覚障がい者は、あいさつ程度の簡単な手話を使ってももらえるだけでも、聴覚障がいに対して理解のある職場だと安心することができるので、簡単な手話を学ぶ機会を設けて欲しい。

⇒

⇒

⇒

意見を踏まえた対応状況
要領第7条（研修及び啓発）に、「 <u>3 新たに監督者となった職員に対して、法の概要や障がいを理由とする差別の解消に関し監督者として求められる役割について理解させるために必要な研修等を行うものとする。</u> 」を追加しました。
【10/28（金）開催 第2回地域自立支援協議会内での福祉課回答】 法施行前の28年1月に当事者3名の外部講師を招き、法内容や障がいの特性理解について全職員対象の研修を開催した。また、本年度から新採用職員研修のなかにも福祉課職員が講師となり差別解消法の研修を入れた。新採用職員に対しては今後も毎年実施していく。さらに、今後も全職員に対する研修の開催や、要領策定にあわせた庁内周知等を通じて徹底を図っていきたく考えている。
障害者差別解消法施行前に開催しました全職員対象研修のほか、平成28年度の新採用職員研修のなかにも、挨拶等の簡単な手話を学ぶ内容を取り入れ始めました。今後も職員研修等を通じて、手話を学ぶ機会を設け職員の資質向上に努めてまいります。

3. 対応要領の留意事項に関すること

【第4「合理的配慮の基本的な考え方」、第5「過重な負担の基本的な考え方」、第6「合理的配慮の具体例」に関すること】

No.	意見分類	意見内容
11		【10/28（金）開催 第2回地域自立支援協議会内のご意見】 第6の具体例のうち、P5（合理的配慮に当たり得る意思疎通の配慮の具体例）の（4）で、「絵カードやコミュニケーションボード等を活用して意思を確認する」とあり、非常に良い事だと思う。町の自立支援協議会でも、過去にコミュニケーションボードの話合いをしたことがあり、聴覚障害と発達障害の方がともに利用できるコミュニケーションボードがあれば意思疎通がしやすいと話し合われた。今回の要領策定に合わせて、コミュニケーションボードを作るのであれば、ぜひ「活用する」だけでなく（窓口）「備え付けて活用する」と具体的にしてもらいたい。また、以前の協議会で出された意見として、役場各課の案内板について、色の濃淡をつけたり対比のはっきりする色にすると見やすく分かりやすい、というものがあつた。要領に配慮の一案として盛り込んでいただきたい。
12		（合理的配慮に当たり得る意思疎通の配慮の具体例） ●（5）について 対人関係が苦手な、人から案内を受けること自体が難しい方もいます。予め手順や案内を表示していただけたらと思います。その際、手順や案内は小さなお子さんでもわかるような表示をお願いします。この方法は外国の方にも有効だと思います。
13		職員と市役所に保険証を取りに行った時に自分が手続きをしているのに、職員の方を見て職員に説明した。（療育手帳B1所持 職員が聞き取り） →自分に説明してほしい。
14		障がい者が役場に手続き等に行った際に、職員の方が障がい者本人ではなくヘルパーと話してしまうことが多い。障がい者でも理解力がある方もいる。
15		電話でも窓口でもあることだが、職員は課名や氏名を名乗って欲しい。

⇒

⇒

⇒

⇒

⇒

意見を踏まえた対応状況
コミュニケーションボードにつきましては、現在、福祉課にて作成の検討を行っているところです。まずは、最も障がい当事者の来庁機会が多いであろう福祉課にて試行的に活用し検証のうえ必要な見直し等を行い、全庁的な普及を考えております。このため、今後、全庁的活用の体制が整い次第、要領への追記も検討してまいります。また、町役場各課等の案内表示等につきましては、バリアフリー化を検討とあわせて取り組みを推進するよう、各施設管理者へ伝えてまいります。
ご意見いただいた内容は、障害者差別解消法施行前に開催した職員研修のなかでも事例を踏まえて、同席する支援者に対してではなく、障がい者本人への話しかけや判断確認等を行うことや、視覚障がい者に対しては、所属や氏名を告げてから話すこと、また、障がい者だからといって子ども扱いするのではなく、その人の年齢に応じた対応に留意するよう講義を受けたところです。さらに、障がい者だと分かった時点でゆっくり話し始めるなどの対応は、一見すると障がい者に配慮した対応であるとも考えられますが、十分に理解できる方も多くいることから、場合によってはかえって本人をいやな気持ちにさせてしまうことがあるなどの事例も踏まえ、これらの職員対応は、今後も職員研修等を通じて、徹底を図ってまいります。

16	何年歳をとっても子ども扱いされて不愉快になった。(療育手帳B2所持 自閉症本人が記入) →これまで、本人は子ども扱いされていやだと言ったことはなかった。おそらく、役所のみならずいろいろな場面で感じているから、このような表現になったのだと考えられる。本人に確認することは大切だと感じた。	⇒	
17	差別なのかわからないけど、役所に行った時に手帳を見せるまでは普通に話していたのに、手帳を見せたらいきなりゆっくり話し始めたこと。手帳を見せずに話したときに普通に会話が成立しているのはわかっているのに手帳を見せただけでゆっくり話し始めたのは少しいやな気がした。(療育手帳B2所持 本人が記入) →ゆっくり話した方が良いか、確認してくれればよいと思う。	⇒	
18	たくさんいっぺんに言われると困るときがある。たまに難しいことを言われて何回か聞くと、なんか、なんでわからないのみたいなふんいきで、だからとか、こうだよとか、めんどくさそうに話してくる。(療育手帳B2所持 本人が記入) →ゆっくり、わかりやすい言葉で、親切に説明してほしい。	⇒	
19	役所でわかりやすく説明をしてくれたが、メモをしてほしいといったが、どこがわからないですかと言ってメモをしてくれなかった。(療育手帳B1所持 本人が記入) →わかりやすくは説明してくれたが、それをメモにしてもらおうともしっかりとした。	⇒	
20	町役場からの郵送物について、わからない文章が多いためルビをつけてほしい。読んで内容がわからないようでは、人によっては読まずに捨ててしまうこともあると思う。文章はわかりやすく、例えば、大事な部分は箇条書きにするなどの配慮をいただくと助かる。また、郵送物に町所管課の「問い合わせ先」が記載されているが、そもそも「問い合わせ」の意味自体がわからない聴覚障がい者も多くいる。例えば、「わからないときは役場へご相談ください。」等の一文があるだけでも助かる。なお、障がい者のなかには役場へ行く事ができない方も多くいるため、必要に応じて町職員が訪問していただくと助かる方も多くいると思う。	⇒	
21	(合理的配慮に当たり得る意思疎通の配慮の具体例) ●(2)(3)について 障がい者が出席する会議には、一般用の他に小学生が理解できる程度のわかりやすい資料も用意していただきたいです。ルビを振っただけでは理解が難しい方もいます。 *わかりやすい資料の作成が事務局の過重な負担とならない範囲でお願いします。	⇒	
22	(合理的配慮に当たり得る意思疎通の配慮の具体例) ●(6)について 予め見本や手順書を用意していただきたいです。言葉による説明を聞いて理解しながら記入することは難しいです。自分の目で見て自分のペースで記入できるようにしていただけたらと思います。	⇒	
23	(合理的配慮に当たり得る意思疎通の配慮の具体例) ●(7)について 具体的な言葉でお願いします。具体的な言葉とは、絵に描いて誰が見ても同じ意味に受け取れる言葉です。例えば、「りんご」や「3時」は具体的ですが、「きれいに」や「しっかり」は具体的ではありません。	⇒	
24	(合理的配慮に当たり得る意思疎通の配慮の具体例) ●(9)について 意思表示の苦手な障がい者は、わからないと伝えたり、会議を一時止めてわかりやすい説明を求めることが難しいです。障がい者制度改革推進会議では、当事者参加の際に三色カードを使用しました。導入の検討をお願いします。 「赤」・・・ストップして下さい。 「黄」・・・もう少しゆっくり、わかりやすく。 「青」・・・同意します。わかります。	⇒	
			<p>いただいたご意見は、留意事項の第6、(合理的配慮に当たり得る意思疎通の配慮の具体例)の(1)～(10)にて、意思疎通が苦手な方への案内方法、必要に応じたメモの作成、わかりやすい記述の伝達や代読と代筆、比喻や暗喩のほか二重否定表現の禁止、なじみのない外来語の使用回避や内容が理解されたことを確認すること等を次のとおり規定していますが一部を下記のとおり修正しました。なお、詳細の具体事例にあつては、別紙チラシ(概要版)へ掲載して普及・啓発を行ってまいります。</p> <p>(1) 筆談、読み上げ、手話、点字、拡大文字等のコミュニケーション手段を用いる。</p> <p>(2) 会議資料等について、点字、拡大文字、<u>ルビ振り、概要版等での作成に配慮するとともに</u>、各々の媒体間でページ番号等が異なりうることに留意して使用する。</p> <p>(3) 視覚障がいがある委員等に会議資料等を事前送付する際、読み上げソフトに対応できるよう電子データ(テキスト形式)で提供する。</p> <p>(4) 意思疎通が不得意な障がい者に対し、絵カードやコミュニケーションボード等を活用して意思を確認する。</p> <p>(5) 駐車場などで通常、口頭で行う案内を、紙にメモをして渡すほか、身振り手振りを交えて案内をする。</p> <p>(6) 書類記入の依頼時に、記入方法等を本人の目の前で示したり、わかりやすい記述で伝達したりする。本人から申し出があつた場合には、制度上可能な限り代読や代筆といった配慮を行う。</p> <p>(7) 比喻表現等が苦手な障がい者に対し、比喻や暗喩、二重否定表現などを用いずに説明する。</p> <p>(8)なじみのない外来語は避け、丁寧で簡潔に説明を行い、内容が理解されたことを確認しながら対応し、必要に応じてメモを作成する。</p> <p>(9) 会議の進行に当たり、資料を見ながら説明を聞くことが困難な視覚又は聴覚に障がいのある委員等や知的障がい又は精神障がいのある委員等に対し、負担を与えないよう、丁寧な進行を心がけるなどの配慮を行う。また、会議資料はやむを得ない事情がある場合を除き事前に配布を行う。</p> <p>(10) 会議の進行に当たっては、職員等が委員等の障がいの特性に合ったサポートを可能な反意で行う。</p>

25		町の会議等に参加するにあたって、事前に資料を送付してもらうことで内容を事前に確認できて、会議で質問をすることもできるため助かっている。しかし、聴覚障がい者は資料を読むだけでも非常に時間がかかるうえ、読むことと聞くことが同時にできないため、当日配布資料は読む時間がなくて非常に困る。例えば、当日配布資料がある場合でも、可能な限り事前に資料をデータでメール送信してもらうなどの配慮をしてもらえると助かる。
26	ルール、慣行の柔軟な変更について	(ルール、慣行の柔軟な変更の具体例) ● (1) について 他の方が長く並んでいたりすると、障がいがあるからと目の前で“順番抜き”は不公平感が否めず印象が悪く思います。また、順番を入れ替えて対応して頂いた場合は、双方に余裕がなく落ち着いて手続き等ができないと思います。その場でじっと待つことが難しい方の場合は、「何分後に来て下さい。」や「何時何分に来て下さい。」など時間指定していただくと良いと思います。(ディズニー・リゾートのゲストアシスタンスカードのようなしくみ)
27		(不当な差別的取扱いに当たり得る具体例) (5) について 講演会、演奏会等で「未就学児不可」等の記載がある場合があります。これは、小さいお子さんは静かにじっとしてられないため、イベントの進行に支障を来すという理由からの記載かと思えます。このような場合、障がい者は成人であっても静かにじっとしてられないので参加を諦めてしまう事があります。出来ましたら、声を出したり、体を揺すったりしても周囲に気兼ねなく参加できるようなスペース(モニター付き別室など)を設けていただけたらと思います。別室等の用意ができるようでしたら、予めその旨を告知の際に記載していただくと障がい者の参加が広がると思えます。

⇒

留意事項の第6、(合理的配慮に当たり得る意思疎通の配慮の具体例)の(9)にて、「会議の進行に当たり、資料を見ながら説明を聞くことが困難な視覚又は聴覚に障害のある委員等や知的障がい又は精神障がいのある委員等に対し、負担を与えないよう、丁寧な進行を心がけるなどの配慮を行う。」と規定していますが、そもそも当日配付資料では十分な理解が難しい状況があることを踏まえまして、「会議の進行に当たり、資料を見ながら説明を聞くことが困難な視覚又は聴覚に障害のある委員等や知的障がい又は精神障がいのある委員等に対し、負担を与えないよう、丁寧な進行を心がけるなどの配慮を行う。また、会議資料はやむを得ない事情がある場合を除き事前配布を行う。」へ修正しました。

⇒

留意事項の第6、(ルール、慣行の柔軟な変更の具体例)の(1)にて、「順番を待つことが苦手な障がい者に対し、周囲の理解を得た上で、手続きの順番を入れ替える。」と規定していますが、このように配慮をした場合でも、場合によって不公平感や落ち着いた手続き等ができなくなるケースがあることも踏まえまして、「順番を待つことが苦手な障がい者に対し、周囲の人の理解を得た上で、手続きの順番を入れ替える。なお、順番の入れ替えに支障がある場合等には、予約時間を設定するなど柔軟な対応を行う。」へ修正しました。

⇒

可能な限りの参加機会を確保するため、留意事項の第6、(ルール、慣行の柔軟な変更の具体例)の(5)に、「他人との接触、多人数の中にいることにより、極度の緊張状態になる等、心身に影響が生じる可能性がある旨の申し出があった場合、障がいの特性や施設の状況に応じて別室を用意する。」と規定していますが、ご意見を踏まえまして、「他人との接触、多人数の中にいることにより、極度の緊張状態になる等、心身に影響が生じる可能性があることを踏まえて、障がいの特性や施設の状況に応じて可能な限り別室を用意する。なお、別室を用意できる場合は、その旨の事前周知に努める。」へ修正しました。

#### 4. 障害者差別解消や理解促進等の取り組みに関すること

No.	意見分類	意見内容
28	住民等への周知について	町役場だけでなく、自治会にも障がいの理解促進を行ってほしい。自治会は地域のものであり、当然ながら地域で暮らす障がい者も属しているのだが、例えば、防災訓練の時など障がいがあることで参加機会が限られていることも多くある。これは聴覚障がいだけでなく、災害時は自治会との係わりが非常に重要となるため、町からも自治会に対して障がいの理解を促進する取り組みをお願いしたい。
29	バリアフリーの取り組みについて	(ルール、慣行の柔軟な変更の具体例) ● (3) (4) について 障害者用駐車スペースに「身障者マーク」と一緒に「内部障害者マーク」を付けていただきたいです。外見で障がいがあることがわかり難い障がい者にも出入口近くに駐車を希望する人がいます。そのような方が誤解を受けないようにすると良いです。 *先日の協議会で車いすの人が利用出来ない場合があり得るとのご意見があったので強要は控えますが、ご検討をお願いしたいです。
30		町役場庁舎のバリアフリーに関して、聴覚障がい者が役場へ来庁している際に災害が発生する可能性もあるので、庁舎内に、聴覚障がい者用に避難等をお知らせする電光掲示板を設置してほしい。聴覚障がい者は見た目ではわからないので、災害発生時の混乱のなかで必要な情報や適切な避難誘導をしてもらえるのか不安がある。予算上の問題もあり難しいとも思うので、例えば、張り紙や情報が書かれた書類を配布するなどの代替案もあわせて検討してほしい。
31		私は車椅子利用していますが差別等を感じたことはありません。いつも職員の皆様方とても親切にさせていただいて感謝しています。町の中ではお店の入口、段差有りです戸惑いますが、これからの町作り、何年後はもっともっと住みやすい寒川になっていると思います。道中、歩道は傾斜になって(所々ですが)段差なしにしてくれても傾斜を一人車椅子をこぐことはちょっと大変です。道路作りされる時、少し考えていただけたらと思います。東京オリンピックに向け、小学生から学舎の中へも福祉がどんどん理解され、よりよい社会が出来上がっていくことでしょう。

⇒

意見を踏まえた対応状況  
10/28(金)開催第2回地域自立支援協議会で、「専門家でなくても分かりやすいように簡素化した要領を作成してはどうか。」とのご意見に対し、「要領確定時にはあわせて概要版の作成を検討」とご回答させていただいたところです。その後、福祉課で検討した結果、概要版を作成するのであれば町職員向け限定のものではなく、自治会も含めて広く住民の方へ周知もできるような資料の作成について検討を行うことにしました。

⇒

町役場庁舎をはじめとした、建物等のハード面のバリアフリー化につきまして、現状の建物の構造やスペースの制約、財政的な問題等から、早急な改善を図ることは難しい状況もあるところですが、各施設の大規模改修といった機会にあわせてバリアフリー化を検討のうえ取り組みを推進するよう、各施設管理課へ伝えてまいります。(平成28年12月20日(火)付け、町役場全課あて、バリアフリー化の取り組みを推進するよう福祉課から依頼文章を发出。)

⇒

⇒

32	町役場町内におけるバリアフリー対応トイレの有無について	【10/28（金）開催 第2回地域自立支援協議会内でのご意見】 町役場建物のバリアフリー化について、重度の車いす利用者が役場のトイレを利用する場合、ベッドが置いてあって、子どもと一緒に入って着替えもできるようなトイレは庁舎内にあるのか。また、ないようならその代替案はあるか。
33	町役場町内におけるバリアフリー対応トイレの有無について	【10/28（金）開催 第2回地域自立支援協議会内でのご意見】 庁舎トイレ等の物理的な問題について、寒川町の良いところはハード面ではなくソフト面でいろいろと考えてもらえるところだと思っている。良い面はさらに取り組みを進めてもらいたいと思うが、当事者からすれば利用できるトイレがないと、行くのをやめようとか、水分を取るのを控えようとなってしまうので、当事者が不快感を感じたり、トイレに行くことを控えてしまうような環境は前向きに改善を検討してもらいたい。合理的な配慮の判断の根拠は難しい所があるが、町民が利用を控えなければいけない、または健康を害するような（水分を控える、トイレに行くことを控える等）ことが起きる環境には課題があると感じる。

⇒	※バリアフリー化については上記回答と同様。  【10/28（金）開催 第2回地域自立支援協議会内での福祉課回答】 東分庁舎に「みんなのトイレ」があり、車いす利用者に対応できるほか、折りたたみ式のベッドも設置されているが、どれ位の重量に耐えられるのかは分からない。また、本庁舎2階と別館を結ぶ通路にも車いす対応可のトイレがあるが、ここにはベッドが設置されていない。これらは職員対応要領とは若干異なる話であり、すぐにトイレを車いす対応に改修することは難しいが、いただいた意見は庁舎管理の担当課に対して、要領作成の機会とあわせて伝えさせてもらう。 (11/29（火）開催第3回地域協議会終了後にて、東分庁舎1階に「みんなのトイレ」があり、折りたたみ式のベッドは100kgまで対応可であることを報告済み。)
⇒	

5. その他意見・感想等に関すること

No.	意見分類	意見内容
34	意見聴取方法について	【10/28（金）開催 第2回地域自立支援協議会内でのご意見】 選出団体に持ち帰って皆で相談したいと考えているが、本日の会議資料（10/28（金）開催第2回地域自立支援協議会）では皆に理解してもらうことは難しいと思う。もし職員に対するマニュアルが出来ているようなら、その資料の方が分かりやすく理解し易いと思う。また、この11月末で団体の任期が満了し、かなりの人数が入れ替わる予定で、新任委員に意見を求めることは難しいと思うので、出来る限り現任の11月中に意見を聞きたいと考えている。
35	課題	(ルール、慣行の柔軟な変更の具体例) ●(6)について 以下の意見は、今回の内容の趣旨から外れますが、当会で話題になることがあります。 介助者の守秘義務はもちろんなのですが、障がい者の中には、障害特性上、いろいろな場所で一方的に話をしてしまうなど、どうしても守秘義務を守るのが難しい人がいます。そういう障がい者の会議出席をどうするか・・・課題だと思います。
36	感想	私は車椅子を利用しています。S54年12月からこの寒川町に住んで本当に幸福に思います。脊損同志でこの町に住んで町役場の方々に大変本当にお世話になりながら困った時は福祉課へ…、本当に助けられていままで生活できていると感謝の思いでいっぱいです。差別…感じたことはありません。職員の方々いつも笑顔で接して下さいます。ありがとうございます。これからも宜しくお願い申し上げます。

意見を踏まえた対応状況	
⇒	【10/28（金）開催 第2回地域自立支援協議会内での福祉課回答】 選出団体の改選時期と重なってしまったことは申し訳ない。また、本日の会議資料では理解し難いとの意見を踏まえ、町として特に意見をいただきたい具体例部分をまとめた資料を作成し直し、改めて郵送させてもらう。（平成28年11月2日付け、改めて資料を作成して送付済み。）
⇒	町地域自立支援協議会設置要領の第9条（秘密の保持）において、「協議会の委員は、職務上知り得た個人情報等を他に漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。」と規定していますが、公開を原則としている会議であれば参加に支障はないものと考えます。なお、個人情報等の非公開情報を取り扱う場合にあっては、可能な限りの配慮をしたとしても限界があると想定でき、また、多様な障がい者の参加機会の充実と上手く両立させていくためには非常に難しい問題で、今後、他の先進事例等を踏まえ議論をしていく必要性も高いと考えます。
⇒	今回の職員対応要領策定等を通じて、町職員全体のさらなる資質向上につなげることができるよう取り組んでまいります。